

ふるさと納税って、知ってますか？

講習会のお知らせ

生まれ故郷や応援したい自治体に寄付ができて、しかも手続きをすれば、その寄付金のうち2千円を超える部分は、所得税の還付や住民税の控除を受けられる寄付金税制の一つが、ふるさと納税です。

しかも、何となく、その自治体からは旬のお礼品や期間限定のお礼品までもらえます！！！！

テレビや新聞等で話題の「ふるさと納税」について、やさしく、しかもそ〜っと教えてくれる講習を開催しますので、ご参加ください。

寄付を通じてふるさとや自治体に元気を！！

そんな寄付の手続きのお話しをします。

興味がある方なら誰でも参加できますので是非、ご参加下さい。

日 時 令和4年7月27日(水) 午後1時～2時30分

会 場 福井県自治会館 6階 602会議室

福井市西開発4丁目202-1 電話 0776-57-1111

その他 令和3年分源泉徴収票や確定申告書様式 A または B をお持ちになると詳しくわかります。(決して覗きませんので安心下さい)

参加される方は、当日、直接、会場に時間までにお越しください。

決して、損はないと思いますけど。

(当日は、マスクの着用をお願いします。)